

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成25年2月18日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成25年2月18日(月) 午前10時00分～午前11時26分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 竹 井 道 男
副 部 会 長 服 部 孝 規
部 会 員 尾 崎 邦 洋 中 崎 孝 彦 森 美和子
鈴木 達 夫 宮 崎 勝 郎
副 会 長 前 田 稔
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 臼 井 尚 美 松 村 大 新 山 さおり
- 6 案 件
1 第9回検討部会の確認事項について
2 議題
地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について
3 その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） おはようございます。

あす、推進会議がありますけれども、自治法に絡む条例改正と、それから議員定数条例もできましたので、それに絡む基本条例の改正、ちょっともろもろの改正が3月の議会でありますので、その説明について、多分、議論をしていただくというのか、説明を聞いていただいて、不明な点等のご意見を頂戴する、そんな程度になると思いますが、会議を始めさせていただきます。

宮崎委員が少しおくれるということですので、それから議長につきましては東京の会議ということで、きょうは欠席をされます。ご報告だけさせていただきます。

それでは、事項書に基づいて会議を進めさせていただきます。

まず、第9回の検討部会の確認事項について、事務局より報告をいたさせます。

臼井室長、お願いします。

○議会事務局員（臼井尚美君） 第9回の検討部会の確認事項といたしまして、前回のときに各種審議会等への議員の派遣についてということで、執行部からの意見書が提出されておりましたので、それに対して、議会としての意見を市長へ提出いたしました。

その結果、お手元にお配りしてありますように、1月29日付で市長より回答がございました。

これを見てみますと、全て条例上に規定されております委員等につきましては、条例改正が行われますし、また規約とかそういうものにつきましては、総会等での承認が得られているところでございます。

ただ1つ、総合計画につきましては、今現在、その委員会も設置されておられませんし、今から4年先のことで、これについては継続という形になっております。以上です。

○部会長（竹井道男君） これについては、昨年なたしか4月ぐらいから議論を進めておまして、1月の議会改革推進会議でも報告をさせていただきました。議会から申し入れをして、さらにそれに対する見解書が市から示されて、さらにそれに対する見解を議会が示したということでは、過去全くないというか、口頭申し入れが多いので、文書で申し入れをして文書で回答すると、こういうやりとりを、初めて議会と理事者の間でさせていただきました。

結果、今事務局からのご報告がありましたように、裏の表を見ていただくとよくわかると思いますが、1番、2番は法必置ですので、都計審と民生委員推薦会については、これはもう我々も、法で決まっておりますので拒否はできない。

それから、3番以降がずっと議論を進めてきたものです。

総合計画審議会は、ここにも右側に26年度に検討を要するという事は、まだ、簡単に言いますと、新しい自治法改正における基本構想の設置については全く示されておられませんので、まちづくり基本条例で、もし基本構想をつくるという段階で、改めて議会のほうに検討をしてほしいということになりますので、これは当然、派遣はしないわけですけど、ですから若干留保になっていると、この部分がですね。ですから、その段階で改めて検討いただくということになります。

26年ですので、来年度中には検討されると。これは、まちづくり基本条例の中に基本構想を設置しますという文言が入らないと、法律上はもうありませんので、つくれということは。ということは、市はつくるということですね、これからいくと。そういう流れの中で議論をする。

残りについては、全て条例改正をしてくれるということですので、あさって、3月定例会の議運が

ありますので、あさっての議案の中にそれが出てくると思いますので、市議会議員ということが削られた改正が出てくると。

それから、森林関係、農業関係は、委員会要綱等を変えるので、農業再生協議会、これについてはもう既に総会で規約改正をしてもらっております。これはもう既に4月1日から派遣はしないことになっております。

あと残りについては、所要の改正を行っていただきますので、全てパーフェクトになったということです。ある意味画期的な、多分三重県下で初めて、資料的にはですね。至るところに派遣はしているんで、ある意味、県下でも、もう一遍調べますけど、ほぼ初めて、こんな全面的に派遣をしないということになったと思います。

あと、これに関連して、市長のほうからも来ておりますけど、市長の回答の1、基本的な考え方の下の段に、議会が委員派遣ではなく、どのように執行部の案に対して議論を行っていくのか、その関与について議会と議論を重ねていく必要があると考えます。これも、こちらからはこの議論を仕掛けてはいるんですけど、今回の回答の中でも、この部分が向こうからも見解が示されましたので、これについて今後、きょうはちょっと会長が東京出張でおられませんけど、また議長ほうとは相談しながら、どういうふうに進めていくか。私の私案では、正・副委員長会議のほうにこれを渡したい。正・副委員長会議の中で、議長主導のもとにどんな議論を進めていくのか、少しお願いをしたいというふうに考えております。ですから、この辺はもっと委員長、副委員長のレベルの中で自分のところに関与するものをどう取り組むか。

特に農業については、前も言いましたが、農業委員会の会長さんから、農業政策の議論をする場をつくれというふうなことも言われておりますので、特に農業、林業等はどうしてもやらざるを得ない。それからあとの残りについても、社会福祉協議会も委員派遣をやめるときに、当時の服部議員からは何がしかメリットもあるというふうな議論もありましたので、あと公社、それから社会福祉協議会、ここにはありませんけど振興会も、そうするとうまく入れて、さまざまな外郭団体の議論と委員会との関係ですね、それもできるようになりますので、少しこの辺の議論については今後また深めていきたいというふうに思います。それもまた、例示しながら、理事者のほうと調整をしていくというふうな考え方で、今後進めていけるだろうというふうに考えておりますので、もうちょっとここで議論して渡すのか、そのまま渡すのか、ちょっと議長がいらっしゃいませんので調整をさせていただこうと思います。これも、4月以降の中でお願いをしたいと思います。

確認事項については、市長からの回答で、100とは言えませんが、ほぼ100%のレベルで、こちらの主張どおり委員派遣については行わないこととしたということで、この委員会としては確認事項にさせていただきます。これが議事録に残っていきますので、この場で確認をさせていただくと。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) それでは、確認事項については終わらせていただきます。

それでは、2の議題に入らせていただきます。

地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正と、それに関連して、議会基本条例の一部改正、さらには広聴広報委員会、今は任意の委員会になっておりまして、これも4定例会の後、3回ほど会議をしますので、最低12回の委員会も開いておりますし、公務災害等の関係も関連してまいりますので、

この際、1年ちょっとたちましたので、これについても格上げをして、正式な委員会とするということをお願いしたい。

それから、2番目の会議規則の中には、自治法の改正とともに正式な会議を追加するということが、一部ここも入っておりますので、1つずつ、事務局のほうから説明をいたさせます。

それでは、まず委員会条例の一部改正について説明をいたさせます。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） それでは、まず資料1というのをごらんいただきたいんですけども、一番上についている資料ですけども、これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が昨年9月に改正されまして、それで議会に関するものを一覧にまとめたものでございます。また、これは参考にごらんいただきたいと思います。

それでは、亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、制定・改廃の背景と趣旨ということで、読ませていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律により、地方議会の運営の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任する改正が行われたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

また、平成25年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、各常任委員会の所管を変更するため、本条例について所要の改正を行うものとしております。

2番の改正内容ですけども、(1)といたしまして、地方自治法の一部改正に係る改正を次のとおり行います。

ア、議員は、少なくとも1の常任委員になることを規定します。これは第2条関係です。

イ、特別委員会委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任することを規定します。第6条関係です。

ウ、常任委員、議会運営委員、特別委員の選任について、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するものとします。第8条関係でございます。

これにつきましては、地方自治法でこの部分が削除されまして、それを条例に規定するということが委任されましたもので、改めて当市の委員会条例に規定をするものでございます。

それから(2)といたしまして、委員会の所管を次のとおりとします。これは4月1日からの組織・機構に関する改正でございます。

1枚、カラー刷りの別紙をお配りしてございますけれども、4月1日からはこのような、総務委員会は企画総務部、財務部、それから消防本部、消防署、あと出納室とか、それから監査委員事務局、選挙管理委員会事務局の所管となります。それから、教育民生委員会といたしましては、市民文化部、健康福祉部、医療センター事務局、教育委員会事務局。それから、産業建設委員会といたしましては、環境産業部、そして建設部を所管というふうに考えております。これが第2条関係の改正になります。

そして、この施行日につきましては、(1)につきましては、地方自治法の施行日に合致ということで平成25年3月1日といたしまして、(2)については、平成25年の4月1日からいたします。

それから、少しめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これが、先ほどの趣旨と改正の部分であらわしたものでございます。

右が改正前で、左が改正後となっております。

まず、第2条の第1項に、議員は、少なくとも一の常任委員となるものとするということを、今の条例にはありませんけど、今回これを規定いたします。

それから、第6条ですけれども、第6条第2項で、今現在「特別委員会委員」という言葉を使っておりますけれども、これにつきましては、「特別委員」という言い方が本来ということ、ちょっと指摘がありましたので、例えば改正前の第8条を見ていただきますと、常任委員、議会運営委員及び特別委員となっております。常任委員会委員とか、議会運営委員会委員という言い方はしないということで、常任委員、議会運営委員、特別委員ということが正しいということですので、これを改正後の第6条につきましては、まずこれは最初ですので、「特別委員会の委員の定数は」という形で、ここで「の」を入れております。以下につきましては、「特別委員」という言い方をするようにしております。

それから、第6条第3項に、特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するとしております。

それから、第8条でございますけれども、現在は委員につきましては、議長が会議に諮って指名するとなっておりますけれども、これにつきましては選任は、議長の指名によるというふうに変えております。前回の議員研修会のときでも、一覧表を講師の先生から出してもらいましたが、各自治体の半分が、この選任は、議長の指名によるというふうな形で行っているというふうな表が示されておりました。

それから、第8条第2項、これはちょっと追加をしております、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するとしております。

あと、めくっていただきまして、第2条関係は、先ほど言いました委員会の所管部署を、改めてこういう形で改正をしております。以上です。

○部会長（竹井道男君） ただいま事務局から説明がありました。

簡単に言えば、法で書いていたものがなくなったので、改めて条例側できっちり押さえたということですが、内容的には変わっていない。ただ、議長の選任方法が、会議に諮らず、議長が決められるということになり、若干手続の簡素化が図られたということだと思います。

それから、4月1日の組織改正に伴って、各委員会の区分について、これは代表者会議の中で少しご議論がありまして、最終的にこの案でいいということで決まりましたので、今後1年間運用しながら、問題点があるのかどうか、これはまた少し検証が要るのかもしれませんが、特に教育民生委員会のボリュームが、市民部が入ってきたという。ただ、納税のほうは総務委員会に残っていますし、文化部はもともとありましたので、市民部というのか、市民に直接かかわるところら辺が付加されてきたということになりますので、少しこれも、この1年ぐらいの検証が要るのかなと。

それから、これはまた4月以降の中で少し皆さんのほうで、これも議長と相談しないと、ここでやっつけていいのかわからないですけど、定数が18となりましたので、18の定数における委員会のあり方みたいなものも、それは議運でやるのか、ここでやるのか、まだはっきりはしていませんけど、ここでやれということであれば、3委員会なのか、2委員会なのかというふうな議論も当然これは出てきます。そうすると、このボリュームの問題ももっと大きくなるかもしれませんので、少しこの1年間、特に教育民生委員会のほうは大変なボリュームになりますけれども、少しその辺の検証

も、この1年間要るのではないかなと。それと、逆に総務委員会については、今、所管事務調査をお願いしておりますけれども、相当テーマアップが今度はちょっと難しくなる。市民に直結するようなテーマが少しなくなることになりますので、この辺は逆に総務委員会のほうは、きょうは両委員長さんがお見えですけれども、今後の総務委員会については、またこの辺も非常に議論の幅が広がるのかなというふうに考えております。

ですから、特に大きく変えたものはありませんので、今のご説明の中で、ご意見なり、また不明な点等ありましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。

よろしいですかね、この流れといたしますか。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） また後で何かあれば発言していただいて結構ですので、一旦ここで委員会条例については終わらせていただきます。

次に、事項書2番目の会議規則の一部改正について、事務局より説明をいたさせます。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） それでは、亀山市議会会議規則の一部を改正する規則の説明をさせていただきます。

制定・改廃の背景と趣旨でございます。

亀山市議会基本条例第8条では、委員会においては、地方自治法で定める公聴会制度や参考人制度を活用して、市民の専門的または政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めることが規定されています。

地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから、市議会の本会議においてもこの制度を導入し、さらに開かれた議会を目指していくため、本規則について所要の改正を行うものです。

2番として、改正内容でございます。

これにつきましては、(7)までは公聴会、参考人のことを改正しております。

(1) 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、必要な事項を公示することとします。第76条関係。

(2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならないこととします。第77条関係。

(3) 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等の決定方法について規定します。第78条関係。

(4) 公述人の発言方法等について規定します。第79条関係。

(5) 議員と公述人の質疑は、議員が公述人に対してのみ質疑できることとします。第80条関係。

(6) といたしまして、代理人や文書による意見の陳述は、原則としてできないこととします。第81条関係。

(7) 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、必要な事項を通知しなければならないこととし、参考人に係る発言、質疑及び意見陳述は、公述人に準じることとします。第82条関係。

それから(8)といたしまして、地方自治法第100条第12項に規定します「議案の審査又は議

会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として、議会改革推進会議及び検討部会、それから広聴広報委員会を設けることとし、目的、構成員等を定めることとします。

これにつきましては、施行日は、（８）以外は地方自治法に合わせまして平成２５年３月１日、（８）につきましては平成２５年４月１日としますとしております。

それから、少しめくっていただきまして、新旧対照表でございます。

まず、目次の第１章ですけれども、第１章の第９節に公聴会及び参考人というものを追加いたしておりますので、それに伴いずうっと以下、節と条が繰り下がっております。

第７６条ですけれども、ここで初めて地方自治法による改正が出てきておまして、第９節 公聴会及び参考人、それから公聴会開催の手續といたしまして、第７６条から第８２条に先ほど読みました関係の条文をここに上げております。この部分が新しく追加となります。

それに伴いまして、第８３条からずうっと条ずれが起こってきております。

それから、別表といたしまして最後のページですけれども、別表に議会改革推進会議（検討部会を含む。）、それから広聴広報委員会というのを改めて追加をしております。

議会改革推進会議（検討部会を含む。）、それから目的としましては継続的に議会改革を推進するため、調整及び研究等を行うこと、それから会員または部会員、それから招集は会長または部会長としております。

それから、広聴広報委員会、議会の広聴及び広報に関し、協議または調整を行うこと、それから広聴広報委員、それから委員長というふうにしております。

広聴広報委員会につきましては、現在、任意の委員会になっております。また後で説明をさせていただきますけれども、これを正式な会議と位置づけることによりまして、公共性も担保いたしますし、根拠もここにあるということで、今回、これの追加を考えております。以上です。

○部会長（竹井道男君） ただいまの説明で、これまでは委員会には参考人招致の手續というか、入れてあったんですけど、今度自治法の改正でも、会議というのは本会議のことを指していますので、会議でも参考人招致ができる、公述人ができるということになりましたので、条例上、その手續について全て入れたということです。

それからあと、先ほども言いましたが、附則のほうに、これは基本条例ができるときに、全員協議会と常任委員会協議会、正副委員長会議、これを入れました。さらに今回、議会改革推進会議、それから検討部会、そして広聴広報委員会も新たに追記すると。

特に議会改革推進会議については、基本条例にうたってあるんで、入れなくてもほぼそういう位置づけというふうには解釈はあるらしいんですが、きっちりと会議規則にうたっておこうと。そのほうが明確になりますので、根拠を明確にしておこうということで、これも入れました。

それから、広聴広報委員会も任意で内規をつくろうかということだったんですが、この際、一気に規程をつくり、正式な会議にしておこうと。特に視察が来られると、広聴広報委員会が中には常任委員会のところもありますので、この際、もう正式な会議として位置づけておいたほうが、改革、改革と言う割に、一番大事なところが任意というのでも、少しこれもまた合わなくなりますので、事務局のほうからも今回、きっちり正式な会議に上げたいというふうなことがございましたので、これについてもここへ追加をして、これで多分、任意の委員会は一切ありませんので、今のところ、全ての会議が正式な会議と。ですから、議事録も全て残りますし、傍聴も全てできることになりますので、そ

ういう格好にさせていただきました。

今の内容で、ご不明な点等、またご意見等ございましたらお受けいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) はい、ありがとうございます。

では、次に入らせていただきます。

次に、3点目に、政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、事務局より説明をいただきます。

臼井室長。

○議会事務局員(臼井尚美君) 亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

制定・改廃の背景と趣旨でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律により、「政務調査費」が「政務活動費」に名称変更され、その交付目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とされるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないこと、その使途の透明性の確保に努めることが地方自治法で新たに規定されたため、本条例について所要の改正を行うものです。

2番の改正内容といたしまして、(1) 条例の規定中の政務調査費を政務活動費に改めます。

(2) 政務活動費の目的は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とします。第1条関係。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲等を定めます。第5条及び別表関係。

(4) 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとします。第11条関係。

その他といたしまして、施行日は平成25年3月1日といたします。

ただし、経過措置といたしまして、(2)ですけれども、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に改正前の条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例によることとする経過措置を規定しますとしております。

ですから、今現在、交付しております政務調査費につきましては、昨年の4月に交付決定をしておりますので、3月までは政務調査費という形で運用していくという形になっております。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、条例名を「亀山市議会政務活動費の交付に関する条例」というふうに改めます。

あと、以下、「政務調査費」というものを全て「政務活動費」に改めております。

それから、第5条ですけれども、今回、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるといことになりましたので、第5条にこれを規定しております。

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広聴広報、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。2項、政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。3項、前2項に定めるもののほか、政務活動に要する経費に関し必要な事項は、別に定めるといことを改めて規定しております。

それから、1枚めくってもらいまして第11条ですけれども、透明性の確保といたしまして、今回

これが規定をされておりますので、第11条に、議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。2項、政務活動費の支出状況については、積極的にその情報を公表するものとするということを改めて改正をしております。

それから最後ですけど、別表（第5条関係）といたしまして、ここに別表、調査研究費以下載せておりまして、これは基本的には現在の規定で定めております政務調査費をここへ移行してきておりまして、それを今回、政務活動費になりましたのと、ちょっといろいろ事務局のほうで考えまして、また代表者会議のほうでも意見をいただきながら整理をしております。

ちょっと読ませていただきます。

項目で調査研究費、会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費。

それから研修費、会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費。

それから広聴広報費、会派が行う市民からの市政及び会派の活動に要する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費並びに会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費。

それから会議費、会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費。

資料作成費、会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費。

資料購入費、会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費。

事務費、会派が行う活動に必要な備品、消耗品等の購入に要する経費というふうにしております。

ここに資料3をお配りしてあるんですけども、全国議長会が示してきました、この使途の基準につきましては、今回お示ししましたほかに、要請陳情活動というのがございましたけれども、これにつきましては、代表者会議等でもご意見をいただきながら、政党の活動となかなか区別をしにくいというようなことがございまして、今の段階では亀山市は省いておこうという形になりましたもので、今回省かせていただいております。

それから、広聴広報費が、全国議長会の案によりますと、広聴費、広報費として分かれておりましたけれども、広聴広報費として1本にしております。

それからあと、人件費とか、それから事務所費という形で、政務活動費で人を雇ったりとか、それから事務所を構えたりするということもできるとなっておりますけれども、今回、うちのほうは、それは省こうということで、それを省いております、事務費というものを改めてここに設けております。

そして、この使途基準の案でございますけれども、条例には詳しくはうたいませんので、あとの詳しい内容につきましては、今後またご議論いただきながら、手引の中に詳しくうたっていこうと思っておりますが、一応ちょっとここに考え方だけを、右端ですけれども示させていただきました。

調査研究費につきましては、資料印刷費、それから調査委託費等、ここにあるようなもので上げております。

それから、研修費につきましては、講師謝金、会場費等、ここに上げておりまして、ここで「団体とは」ということで、ちょっと網かけがしてあるんですけども、この団体等が開催する研修会とあ

りますけれども、団体とはどこまでの団体を認めるのかということにつきましては、ちょっとまたご議論をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、広聴広報費につきましては、資料印刷費、会場費、文書通信費というふうにしておりまして、あとお茶代といたしまして、菓子、それから弁当、アルコールではだめということ、お茶だけというふうな形で規定をしております。それから、これにつきましては政党による活動は不可としております。

それから、会議費につきましては、会場費、資料印刷費等としておりまして、これもお茶代につきましては菓子、それから弁当、アルコールはだめというふうにしておりまして、これにつきましては、広聴広報のほうで意見の聴取とか、それから活動の報告とかがあると思いますので、それがなかなか会議費とは区別がつきにくいかなというふうに考えておりまして、この会議費につきましては、会派がテーマを持って、市民、あるいは団体の方と意見交換をするような場合については、会議費にしてはどうかというふうに考えております。

それから、資料作成費につきましては、印刷製本費、翻訳料、それから事務機器のリース費というのも認められておりましたので、事務機器のリースといたしまして、どこまでの範囲かということも、ちょっとこれもまたご議論いただきまして、手引のほうでうたいたいなというふうに思っております。

それから、めくっていただきまして、資料購入費といたしましては、書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料となっております。

それから、事務費につきましては、事務用消耗品、ファイルとか、それから計算機、テープ、いろんなそういう事務用の消耗品、それから備品等になっております。

以上のような形で、案として事務局は考えております。以上です。

○部会長（竹井道男君） 政務調査費の交付に関する条例ということで、これも代表者会議で少しご議論がございましたが、基本的には政務調査費が政務活動費に名称が変更されるということで、新設ではなく、今の政務調査費を母体として名称を変えるということで、今回は一部改正になっており、廃止して新設ではなくて、母体を尊重しようということで、政務調査費を政務活動費と名称を変えた一部改正の提案になっております。

それから、今事務局からも説明がありましたが、何点か議長会の中で試案が示されまして、その中で特に陳情要請については、余り対象もないだろうということで、これはやらないということで決まりました。ただ、会議費についても少しご議論もありましたが、全部新規がなくなると、何のために変えたのかというふうな議論にもなってしまうので、じゃあ変えなくてもいいんじゃないのということになりますので、会議費については追記をさせていただくようにさせていただきました。

今も事務局から説明がありましたが、一番最後の使途基準のところ、例えば広聴費と広報費を読んでもちょっとわかりづらいと。どっちがどっちか、区別がしにくいということで、もうここは広聴広報費で1本に入れてしまおうと。会議ができましたので、少しここは1本にさせていただきました。ですから、従来、会派で報告会とかしていただくときにはこっちを使っていたこうと。それから、新たに会議費については、不特定な意見を聴取するのではなくて、少し意見交換会的なきっちりしたものは会議費に押さえようかというふうなことで、粗くこういうふうな内容にさせていただきました。

この表、ちょっと私もきのう見たんで、ぱっと見ると研究研修費、調査旅費という左側の項目が、右側では調査研究費と研修費に大体似てくると。それから、資料作成費、資料購入費はそのまま使っ

ておりますので、これはオーケーです。それから広報費、広聴費を一本化して広聴広報費としたと。それから、事務所費は事務費という名前に切りかわったということですので、大きくは会議費が新たに追加になったということだと思いますので、また今後、事務局が調整した上で、会派代表者と経理責任者との会議が今後予定をされておりますので、少しその辺で、詳細については、今後ご説明をされると思います。

それから、以前から備品の管理についてもいろいろ言われております。これは備品は全て、会派がなくなったりすると市に帰属するというふうになっておりますので、会派がなくなったりして持ち主がいなくなったものは個人に入るのではなくて、あくまでも市の備品としての取り扱いがされますので、最近、備品台帳の調査も入っていると思いますが、買われた備品についての管理は、会派がなくなれば、自動的に所属は市のもので、これはそういう決まりになっておりますので、その辺も含めて、備品購入のあり方やリースのあり方も今後議論をされると思いますので、また会派代表の方や経理関係の方は、少し自分のところの会派の中の使用についてもチェックしていただければありがたいなあというふうに考えております。

政務調査費は、亀山市の場合は大きく変化はありませんけれども、自治法が変わりましたので、それにあわせて変更するというので、何かご質問なり、ご確認されたいことがありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 全国議長会の試案といますか、その中で要請陳情活動費が書き込みがあったと。しかし、この前の代表者会議では、いろんな変な勘ぐり、ややこしいじゃないとか、そんな意見の中で、もうやめようみたいな、どちらかというエイヤーな形でほぼ全会一致の中でやめておこうというような話があったと思います。

しかしながら、この前、議員研修会の中では、この要請陳情活動について、細かな質問、数人の方が質問されたことも確かです。

いま一度、この辺の理由づけを、これは最終決定をどこにするかわからないんですけど、代表者会議ではそういうことが決まったと。それが本当に各議員の中にしっかりと情報として今確認できている雰囲気でもないようにも私は思うんです。だから、それをどこで確認するのか、本当にそれを議長会の試案としてうたってきたもの、ペケにしたことに対して理由づけがしっかり我々ができているかという確認はしなければいけないと思いますが、部会長のご意見を伺いたいと思います。

○部会長（竹井道男君） 服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 私は、その陳情関係については、これはバツにすることやなくして、今回については保留をするという趣旨だったんです。というのは、要するに、何も法律が変わってきて、それを入れるなどという話ではなくして、現時点でいろんな疑義がある中で、その辺の詰めがされていない中で、もう入れてしまっただけでスタートすると、後々こういう使い方はどうやったかというふうな話も出てくる可能性があるんで、そこらはきっちりと議論をした上で、これを第2弾として改正するというふうな扱いをしてはどうかと。

だから、決して陳情やとか要請をバツにすることなのか、法律では認められているけれども、亀山市はもう入れないんだということではなくして、この3月1日に間に合うような形でやらなきゃならんというのがまず前提にあると。それに間に合わせるために、それだけの議論ができるだけの時間的な

余裕がない。だから、そういう意味で、今、一旦保留してはどうかと、この問題についてはね。あえて入れずに保留してはどうかと。

それを、これが3月1日から動き出してから、検討期間をつくって、その中で具体的なことも詰めて、疑義も解消するような形にすれば、入れるということもできると思うんで、そういう意味でバツではないというふうに私は理解しています。要するに、この時点ではとりあえず保留して入れずにおいて、今後委ねると、そういう趣旨で私は発言したということだけは、ちょっと言っておいたほうがいいのかなど。

○部会長（竹井道男君）　じゃあ、私のほうから。

代表者会議の前にも、この改正があるんで少し話は事務局としました。仮にこれをやるとすると、相当手続はやっぱり慎重にやりたいと。例えば誰に会うんだとか、何で会うんだとか、それからどんな文書を持っていくんだとか、少なくとも、まず行く前の手続、それから行った後の手続、それはやっぱり明確にしておきたいと。そういう手続は、今後もしこれを入れるとすれば、そういう細かな手続をきっちり明記しておこうと。そうしないと、行ってきました、そうですかと。

今の研修がそうですね。研修は、行きますだけでオーケーなんです。視察は報告書を出しますけど、例えばどこかの研修に行く場合は一切報告書を出さなくていいと。それと同じ扱いで陳情や要請もやってしまうと、じゃあ東京へ行って誰に会ってきたんだだけでは、やっぱりこれはまずいだろうと。研修の場合は資料とかをもらえるんで、まだ領収ももらえるから、跡は残りますけれども、特に要請・陳情になると、どなたと何の目的で会ったということも非常に重要になるので、その辺の手続も今後入れながら、これは提案せなあかんねというふうな話はしていたんですけど、代表者会議で、もうちょっと待とうかと。今のところ、各会派の中で特段ないねというふうな印象だったと思いますね、あの代表者会議の中で。

だから、必要性があれば、またのせて、幾らでも議論はできますので、これも皆さんのほうの会派の中で、どうしても会派で陳情活動へ行きたいというふうなことになるれば、またこれは自分たちで変えられますので、そのときの手続とかをどうするんだと。だから、逆に陳情・要請をするときに、どんな手続やどんな方法がいいんだという議論はしていただいてもいいんだろと思うます。

個人的には、誰に会ったとか、面会した人とか、よく会社へ行くと、面会者のサインをもらわないと出てこれないですけど、極端にあれぐらいシビアさがないと、何しに東京へ行っておったんやなということになっては、これはまた、特に今回は議長が透明性の確保ということで、今は情報公開していますけれども、特に議長のほうも透明性を確保しなさいと、使途についてはもっと厳しく公開せよということですので、その辺も含めて今回は一旦、陳情・要請はたしか代表者会議の中ではとまっておりますので、これは皆さんのご議論によって幾らでも復活はできますので、少し3月に向けては間に合わないというふうなご判断をお願いをしたいと。

これは、私が言っているのか、議長が言っているのか、ちょっとまだ明確になっていませんので、きょうこちらでやれということでしたので、代表者会議の雰囲気としては、会派の中で、特段今のところはいいだろうという。ただ今後、鈴木委員がおっしゃいますように、必要性があれば、会派のほうからまた議長のほうに申し述べていただいて、議論するのは十分できるというふうに考えております。

だから、どんな場面が想定できるかわね、会派が行くという場面ですね。今だったら、例えば

地元の、極端に言えば、代議士なり秘書に電話すりゃあ済むようなことを、あえて東京まで行く必要性というものがね。議長側の行かれるのは、また別ですよ。リニア等で行かれるのは別ですので、会派がそれを賄うというものが、少し会派の中でご議論願いたいなあと。

例えば、政党でやるとそれは簡単ですけど、党を名乗っておる人が行くのかよという、それは党内の活動じゃないのかとなってしまうし、それから党と無所属の方が混在しているとか、全く無所属か、政党を名乗っているか、ちょっと亀山市も混在をしていますので、その辺も交通整理も要るかなというふうに考える。

それぞれの立場を皆さんお持ちですので、またこれは今後の議論ということで、今回はお願いしたい。ちょっと、この議論は代表者でやらないというふうに決まっておりますので、今の発言を受けて、そういう経過と、今後はいつでも議長のほうに申し出ただけで議論のほうはできると思います。よろしいですか。

はい、鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 確認をもう一度させてください。

手続、いわゆる要請陳情活動については、手続は慎重にしたいんだと。それからもう1つは、運用が明確にされていない中で、もう3月からというのは時期尚早だという意味では保留としておくという形だということ、ここの部会の中で確認だけはしていただきたい。

これは非常に曖昧な形で残しておきますと、ちょっとまったくすぶる可能性がありますので、その確認だけはしていただきたいと。

○部会長（竹井道男君） ちょっときょうは議長がいらっしゃらないんで、保留云々よりも、今回はないということですので、だから、今後、議長会の指針ではありますので、そういう項目が、それを使いたいということであれば申し出ていただくと。そのかわり各会派で議論した上で、ある意味こういうのは全会一致じゃないと、どこかが突出して、うちが行きたいんだということにならないんで、これはやっぱり全員が理解できる内容でやっていくと。仮にオーケーになれば、さっきの透明性の確保という、これは一番わかりづらいですね、要請・陳情は。じゃあ、今まで何をしていたんだと言われますから。今までやっていなかったのかと言われると、やっていますよね、それぞれがね。だから、そこも含めて今回は一旦なしと、今後は提案をいただくと。

○部会員（鈴木達夫君） わかりました。

○部会長（竹井道男君） 宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） 今の件について、私どもはこの間の週末に博多へ研修に行ってきました、ほとんどオーケーというような感覚でございます。ここの委員会は、議会としては先般の代表者会議やないけれども、ちょっと副部会長が言われたように、もうちょっと確認の意味でということですが、大体、聞いておる中ではオーケーですね。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

じゃあ、また他市も入ってまいりますので、そういう運用も徐々に、4月以降始まってきますので、例えば県内各市の動きとか、いろいろわかってまいりますので、少し情報収集も含めながら、また今後については幾らでも議論はできますので、一旦今回については、この3月1日の改正についてはのせない。今後については、当然事例がございますので、また必要に応じて、各会派から申し出ていただくと。その中で議長の判断のもとで議論を進めていくということで確認をお願いしたい。一切

やらないということではありませんので、そういうご理解をお願いをしたいと思います。よろしいですか。

服部副部長。

○副部長（服部孝規君） もう1点、これを3月1日にやるということになるんですけれども、それ以降、今言われたような問題で、条例改正をするという場合の手続として、やっぱりパブリックコメントをすべきやないかなと思うんです。だから、議会が自分たちが使うものを自分たちだけで決めたということは、いかにも市民から見れば、自分たちの都合のいいようにしているやないかということになるんで、やっぱり今、市の条例改正にしても、それから我々がつくった基本条例にしても、皆パブリックコメントを経て、それで意見をもらって条例改正というふうな手順で来ていますので、この3月1日には間に合いませんけれども、これから以降の改正については、そういう手順を踏んでいったほうが、より市民に理解をしてもらえるのではないかということで、それだけは入れていただいたほうがいいかなというふうに思います。

○部長（竹井道男君） はい、わかりました。

一応、最後に申し述べようかと思ったんですが、その件も含めてなんですが、今回の改正の手続が、今、一応代表者会議で素案のご議論をいただいて原案ができました。それを受けて、検討部会のほうでもう一度確認だけしてくれということで、議長の指示を受けておりますので、この辺の流れも今後どうしていくのか。特に、議会に絡む条例の改正をどの場所がやるのか、原案は誰がつくるのか、そういう議論はじゃあどの場でするんだという。今ですと、多分議運か、代表者会議か、これまでの場所で、さらに今回、推進会議ができましたので、じゃあ議会に関連するのは推進会議がやるのか、その辺の交通整理がまだ完全にできておりませんので、今後また、この辺も代表者会議の中で少しご議論をいただいて、手続論ですね。そうすると、どこへ持ち込めばいいのか、どの場所で議論するのか、そんなこともあわせて提起をしながら、この件については進めさせていただこうというふうに考えております。ちょっと、ここで決めていいもんやら、逆に一旦これをもう一遍戻して、例えばもし変更したければ、多分今の場合ですと代表者会議に戻さなきゃいけないので、その辺のところも少しまだ不明確ですので、今回については代表者会議で原案ができたものでご確認をしていただきたいと。

ただ、改正手続はできますので、今後、各市の状況や、全国の市議会のほうの状況も探りながら、トラブったらまた大変ですので、これ。特に政務調査費は、返還請求とか、訴訟問題まで入ってまいりますので、これは相当慎重に扱わないと、できれば少し様子を見ながらというふうに考えております。だから、きょうの議論については、鈴木委員のおっしゃったことについては、今後必要に応じて議論を進めるということで確認をお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） この会派、会派と皆、出ているわね。そうすると、1人の場合は、今までだと会派に属さない議員とか、いろいろなところで出てきておるやろ。これをやっぱり整合していかんと、これは多分、1人会派でも1人会派と見ておるわけなんやけど、これは今後やっぱり整合していったほうがいいんじゃないかなという、私はちょっと思いがあったもんで。

○部長（竹井道男君） この政務調査費の条例上では、1人も会派になっています。で、我々が俗に言う会派とはちょっと分けて、交付が会派になっていますので、1人でも会派扱いにはしてある、

この政務調査費上ですね。ですから、そこはもうやむなしというか、会派として扱おうと。ただし、俗に言う会派としては、会派に属さない議員というふうになっております。そっちが正しい会派の扱いになっています。

ただ、個人になってしまうとややこしいんで、政務調査費でも個人で支給しようか、会派で支給しようかという議論があります。亀山市はとりあえず今のところは会派になっておりますので、少しその辺についても、1人会派扱いはあくまでも政務調査費上、政務活動費上の1人会派というふうなご理解をお願いしたいと思います。

そういうことでいいですね。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 私はここで確認で、今後いろいろな場面でそういうふうなのが出てくるだろうと思うもので、これから先にやはり整合していったらどうかと。これには問題はないんですけども。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

実は、あり方委員会でもその議論になりました。1人会派でもいいじゃないかということまで行ったんですけども、そんなにとすることで、とりあえず2人会派までは。県はたしか1人でも会派になっています。そういうことからいくと、そうしてしまうことも可能かもしれませんが、じゃあ会派の今度は権限とか、各委員会の発言とか、さまざまなことまでこれは影響しますので、なかなか1人会派という問題はちょっと難しい、認知というのはですね。今の段階ではなかなか難しいものがありますので、その辺は時間をかけながら、あくまでも政務調査費上の会派だというふうなご理解をお願いしたいと思います。

宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） それと、この辺とはちょっと違うんですけども、この間、私ら勉強させてもらいに行って、その資料も各自、皆持っておりますので、よければまた参考に各会派へ。

○部会長（竹井道男君） では事務局へ渡していただいて、またお配りするようにさせていただきます。

ではまた、ちょっと今の各研修とかに行かれて、さまざまなまた議論、この前、ちょっと私は研修会に出られなかったので申しわけないですけど、またいろんな議論もあったようですので、それを踏まえて、その前に代表者会議は議論をしておりましたので、13日で少し、その辺の疑問も解こうかということで、13日に以前からそれを入れようというふうに計画がされておりましたので、それを受けて3月1日以降、各会派の中でご議論いただいて、必要性があれば、ぜひまた議長のほうに申し出をしていただきたい。その後の手続は、またその後、パブコメも含めてどうするのか、これはまたどこかの場で議論を、最終、多分ここへまた戻ってくるかもしれませんが、進めたいと思います。

今回についてはよろしゅうございますか、代表者会議の原案どおり進めさせてさせていただくと。

（発言する者なし）

○部会長（竹井道男君） 特にご意見がなければ、それで進めさせていただきます。先ほどの疑問については、また今後の確認ということで、確認をさせていただいておきます。

それでは、政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、先ほど鈴木委員からもご指摘がありました件については、今後の検討課題ということで、明記をしておきますので、また必要に応じ

て各会派から、いろいろなほかの点も含めてお申し出いただくことと、あと今後、代表者と会計責任者の会議も予定をされておりますので、またその中で詳細については事務局とご議論をいただきたいというふうに考えております。

時間が来ましたので10分ほど休憩をさせていただきます。11時5分から再開させていただきます。一旦、休憩をさせていただきます。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

○部会長（竹井道男君） 休憩前に引き続き会議を開催させていただきます。

それでは、次に4番目、議会基本条例の一部改正について、事務局より説明をいたさせます。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） 亀山市議会基本条例の一部を改正する条例。

制定・改廃の背景と趣旨といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったこと及び「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められたことから、本条例について所要の改正を行うものです。

また、議員の定数改正の提案の方針等について、より明確にするため、所要の改正を行うものです。

2番の改正内容といたしまして、（1）政務調査費を政務活動費に改めます。目次と第6章の章名及び第15条関係です。

（2）議会の討議への市民参画のため、本会議においても公聴会制度及び参考人制度を活用することとします。第8条関係。

（3）議員の定数の改正を提案するに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会または議員が提案するものとします。第17条関係です。

その他といたしまして、施行日は、（1）につきましては平成25年3月1日から、（2）及び（3）の改正規定は平成25年4月1日としております。

それから、新旧対照表ですけれども、目次の第6章を「政務調査費」から「政務活動費」に改正をしております。

それから、第8条の第3項に、先ほど読みましたけれども、本会議でも専門的知見を活用いたしまして、公聴会制度、参考人制度を活用するというをここへうたっております。

それから、第17条、議員の定数ですけれども、今現在は2つの項に分かれておりますけれども、これを第18条にあります議員報酬に合致するという形で、今年の臨時会で議員定数が制定されましたので、1つの条にまとめております。以上です。

○部会長（竹井道男君） ただいま事務局より、議会基本条例の一部を改正する条例についての提案の説明をしていただきました。

1番、2番、要するに自治法改正における関係と、1点だけ議員定数の改正に伴って、改正の手続規定がうたっていなかったもんですから、これについて改めて入れさせていただきました。特に、議員定数については少しご意見も頂戴をいたしました。ちょっと長ったらしい文章にはなっておりますが、追記したのは、直接請求とか、市長が提出する場合を除きとなっております。要するに、これも

できますよということが、まず入れてあります。ですから、市民の直接請求もできるし、よその市でたまにありますけど、市長自身が議員定数を削減する条例を出してしまうということ、これができるということが、まずここに書いてあります。

それから、残りは古いほうの、今の条例の文章をそのままそっくり入れてあります。

特に2番のほうのご意見を頂戴したんですが、当時の議論の中で、やっぱり面積要件とか、人口要件、例えば広い面積だとある程度の議員の数も要るんじゃないかとか、それから人口要件とはいえども、他市との比較とかという、要するにそういう類似都市との比較なんかも入れてほしいとかというふうなさまざまな意見があって、この形にさせていただきましたので、今回については、当時の議論のまんま入れさせてほしいというふうに部会長としては考えております。そうしないと、またこれをいじるとなると、その議論を一から立て直さなければならぬものですから、先ほどの政務活動費と一緒に、今回につきましては市長と直接請求の手続き系を入ただけで、あとについては一切いじらないというところでやらせていただきたいと、そういうふうに考えております。

また、これもいろいろ経過する中で、こういう方法もあるじゃないかとか、特にこれも今のご議論だと、市民目線として自分たちの定数を決めるのにどんな尺度で決めているんだというところが一番やっぱり重要な議論になりますので、今のところこれぐらいのポイントかなというふうな押さえ方がしてありますので、またこれは追記したり、削除したり、また十分議論もできますので、とりあえずは22から18になった段階ですので、また少し時間をかけながら、次に向かって、例えばこの辺がいい線だということになれば、これを証明することを私たちも考えなければならないので、そういう意味から言っても、ちょっとこの辺のポイントは押さえるべきポイントなのかというふうな書き込みがしてあります。その辺のご理解もいただきたいと思います。

ですから、議会基本条例については、過去の積み残しと今回の地方自治法改正に伴うところを少し変更をかけたという程度でございますけれども、よろしゅうございますか、この辺については。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） はい、ありがとうございます。

では最後に、広聴広報委員会の規程について。

これも、正式な会議に位置づけるということで、規程を事務局のほうでつくっていただきましたので、これについて説明をさせていただきます。

では事務局、お願いします。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） 議会のほうへは提案しませんけれども、会議規則の中に、正式な会議として別表の中へ位置づけるということもありまして、新たな規程をつくりました。

亀山市議会広聴広報委員会規程。

趣旨、第1条、この規程は、亀山市議会会議規則第157条第4項の規定に基づき、亀山市議会広聴広報委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

所掌事項、第2条、委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市民の多様な意見の集約に関すること。
- (2) 「かめやま市議会だより」に関すること。
- (3) ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。

ア、「こんにちは！市議会です」の企画・制作・監修に関すること。

イ、議会映像の配信に関すること。

ウ、その他ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。

(4) 議会のホームページに関すること。

(5) 議会と市民との意見交換会の開催に関すること。

(6) その他議会の広聴及び広報に関すること。

組織、第3条、委員会は、次の者で組織する。

(1) 副議長、(2) 議会運営委員会の委員長、(3) 議会運営委員のうち、各会派から選出された議員1人、(4) 会派所属議員2人の会派から選出された議員1人。

委員の任期、第4条、委員会の委員の任期は、亀山市議会委員会条例に定める常任委員の任期の例による。

委員長及び副委員長、第5条、委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

第2項、委員長は、副議長をもって充てる。

第3項、副委員長は、委員会において互選する。

会議、第6条、委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2項、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

会議の公開、第7条、委員会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、公開しないことができる。

会議の傍聴、第8条、委員会の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則を準用する。

記録、第9条、委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

その他、第10条、この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則、この規程は、平成25年4月1日から施行する。以上です。

○部会長（竹井道男君） これも冒頭、申しましたように、広聴広報委員会の位置づけをもう少し明確にしようということで、当然視察とか来られますと、この内容も出てまいりますので、内規をつかった上でというふうな議論をしておりましたが、一気にこの際、もう正式な会議として位置づけようと。それは、年4回の「こんにちは！市議会です」をつくるのに3回ほどこちらに来ていただいておりますので、特に公務災害や旅費の支給が全くされておりませんので、この際、今後非常に重要な会議になってまいりますので、こういうふうにさせていただこうということで、今回提案がされております。

それから、私のほうから委員会の構成の中に議運の委員長もお願いをしました。ちょっと内々で調整しているときに、やっぱり一番、議運のメンバーでこれは構成をしているので、やはりそこに議運の委員長も入っていただいて、特に議会報告ですので、やっぱりそういう目線で、副議長が委員長ですので、少しお2人いると難しいのかもしれませんが、やっぱり議運の委員長としての視線で、やはりこれもチェックしていただくほうがいいのかなということで、これも改めて今回追加になりました。

それと、4月1日以降、正式な会議になるということで傍聴もできるようになりますし、正式な会議ですので公開性が高くなるということですので、一番重要なものが公開性がなかったということに

なっていましたので、そういう部分では、一応一人前の委員会としてこれから活動できる、そんな流れになっております。

それから、会議規則のほうにも、この名前を追加させていただきましたので、また委員の方には常任委員会と同じレベルになりましたので、よろしくお願いをしたいというふうに考えております。

特にこの件については、よろしゅうございますかね。

宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） この10条の委員長が別に定めるとなっておるの、これはあるんかな。

○部会長（竹井道男君） 臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） これは、どの条例とか規則なんかにも、こういう文言をちょっとつけて、何かあったときに別に定めるといえることができることをつけておかないと。

○部会長（竹井道男君） ただいま、10条その他の件、現在あるのかということでしたけど、今のところ特段定めはございませんが、何かあったときにはこの項を使って対応するというふうなことからしいですので、その旨ご理解をちょっと。また何か出てくれば。

前田副会長。

○副会長（前田 稔君） 2条のところの（3）で、ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関することというのがありますね。（4）も議会のホームページに関することというのがありますよね。ここの違いだけ、ちょっと確認したいんですけど。

○部会長（竹井道男君） 臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） （3）につきましては、そのア、イ、ウを使って発信していく、いろんな今やっています市議会の映像の配信なんかですけれども、4番のホームページは、ホームページ全体の構成とか、それに関することというふうに分けてあります。今後、来年度にリニューアルの議論をまたお願いするんですけども、そういうことも含めまして、この広聴広報会でと考えておりますので、あえて分けて上げさせていただきました。

○部会長（竹井道男君） 規程ですので、何をするのが規定をされているんで、特段、今回ちょっと二重っぽい表現になっていますけれども、それは委員長の判断で、きょうはもうホームページだと言っただけであれば、それで済みますので。多分、イメージとしては、これは「こんにちは！市議会です」のイメージが（3）じゃないですかね。それをホームページも使っているのだと思います。

それで、今リニューアルの問題が非常にどうしようかというのがありまして、実はこれも試案みたいなもんですけど、ホームページを使ってちょっと意見を頂戴するようなところももう少し充実すれば、広聴としてはなるんで、これは（3）のことと若干また、ずれが出ますし、（1）番のほうには多様な意見の集約というの、例えばアンケートもできればやれば、定点観測のアンケートがあるじゃないですか、4年おきにやるとか。ああいうものが来年何とかやれないかなと思っているんで、そうすると広聴広報委員会のほうで原案作成とか、そういうのできるんで、するとそれにはホームページも乗っかってくるとか、全てリンクしているんで、簡単に言えば、議会の情報に関することぐらいにしておけば1本になりますけど、そうもいきませんので。

じゃあ、少し簡単にすみ分けをするとすると、（3）番は今、発信している情報についてホームページも関与していますよと、それからホームページ全体については、もうさまざまなことは（4）のほうでまた今後議論していただくというふうなことでお願いをいたしたいと思います。

これは規程ですので、幾らでも変えられますので、委員長のほうでまたこの辺は、ご調整をお願いいたしたいと思います。

よろしいですか。

宮崎委員、どうぞ。

○部会員（宮崎勝郎君） 全般ですが、これは本会議へ提案して審議するのやけど、この会議規則の一部を改正する規則、これも条例並みの改正になるの。

○部会長（竹井道男君） 臼井室長。

○議会議務局員（臼井尚美君） 会議規則というのは、規則となっていますけれども、条例と同等、それ以上のものであるという位置づけですので、本会議の運営について規定されているものですので、規則よりも本当は上位に来るものです。そういう考え方です。

○部会長（竹井道男君） 私もこれは不思議に思っているんですけど、会議規則は本会議のことが全部書いてあるんですね。それで、委員会は条例になっているんで、逆みたいな気がするんですけど、決め事としたら、会議規則が本会議の運営のことがみんな書いてありまして、参考に委員会運営が書いてあって、委員会の細かいのは委員会条例で押さえておるといふ。だから、言葉は逆転しておるんですけど、正式には規則と条例がひっくり返っているというふうな状況ですので、少しわかりづらくはなっておりますけれども。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 理解しましたけど、これはこの3月議会の初日に先議する予定ですか。

○部会長（竹井道男君） ちょっと説明をお願いします。

臼井室長。

○議会議務局員（臼井尚美君） 2月27日の開会日の冒頭に全て先議になります。

3月1日が地方自治法の制定日になりますので、それに合わすという形で、27日に全部先議をしたいと思います。

○部会長（竹井道男君） 全部まとめて、4月1日の分も含めてやると。

○議会議務局員（臼井尚美君） 全部含めてです。

○部会長（竹井道男君） 自治法の施行日が3月1日ですので、3月冒頭とは聞いていたんですけども、全てもうワンパックで、4月1日施行のものも含めて、2月27日の冒頭で全て確認をしていただくということになる。

また、これは議運のほうで詳細についてはご協議を願うようになると思いますので、一応提案日については2月27日、3月定例会の冒頭ということでご確認をお願いいたしたいと思います。

それでは、あと先ほど申しました、ここ全般を含めて、今後、議会に絡む規則や条例をどの場面で議論し、どの場面で進めていくのか。最後は、多分推進会議で全員に周知をすることになりますので、その辺は今後、また代表者会議等で少しご議論をしていただこうかなというふうに考えております。ちょっと今は、旧来のやり方を進めながらやっております。ただ、代表者会議は公開されていないので、できれば少し公開の場で原案ぐらい指し示して、あとは公開ができる委員会なり、そういうところで議論したほうが、議事録も全部残りますし、また市民の方がもし見たいということであれば、先ほど服部副部会長が言われましたが、市民から見られる状況下でこういう議論はやっぱりしたほうが非常にわかりやすいと思います。今後は、またこれも議長のほうと詰めさせていただきたいというふ

うに、また代表者会議でも当然これはご議論をしていただくというふうに考えております。

それから最後に、次回開催日はもう3月定例会が終わった後に、今度は25年度ですね。どんな議論を進めていくのか、少しまた副部長と相談をしながら。

ただ、1個残っておりますのは、冒頭、市長からの回答の中でも言いましたように、委員会の関与、それから各種計画への委員会の関与というのがまた残っております。これは完全にまだ交通整理がついておりませんので、5年超、3年超の計画に対して、まだ議会側への説明もぎりぎりというか、もう完成品の議論しかないんで、この辺をもうちょっと早い段階で意見を申し述べられるような場づくり、これはちょっと今、積み残して残っております。それと、あと25年度でまたどんな議論をするのか。これは調整した上でまたお諮りをさせていただこうと思いますので、また多分中旬以降ぐらいになると思いますので、改めて協議内容と日程については、皆さんのほうにまたご連絡をさせていただきます。

特にほかになれば、この内容も多分あした、議長のほうが会長として推進会議でご説明があります。また、会派のほうにも不明な点等あったら、また皆さんのほうからご説明のほうをいただければと。それで、あさっての議運で提案も含めてまた手続を、これはあと宮崎委員長のほうにお世話をいただいてとなりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、いい時間になりましたので、第10回の検討部会についてはこれで終了させていただきます。ご苦労さまでございました。

午前11時26分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 2 月 18 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男